解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
川崎市川崎区貝塚一丁目四番一三―二〇二号
有限会社ふるさと出版
清算人　勝　利男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
神奈川県横浜市都筑区川和町二五九三番地三
有限会社クリエイティブバンク
清算人　岩永　行博

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
横浜市西区みなとみらい四丁目一〇番二―
Ｓ二九〇三号　株式会社Ｅｘｓｕｐｅｒｏ
代表清算人　橋本多枝子

解散公告

当社は、平成二十五年三月十八日開催の株主総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
新潟県上越市福田町一番地
リッセル株式会社
代表清算人　近藤　和幸

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
富山市追分茶屋一三番地一
ニホン薬品株式会社
代表清算人　河原　憲行

解散公告

当組合は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時総会決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
長野県大町市大町四一五三番地
北安曇小売酒販協同組合
清算人　洞澤昭三郎

解散公告

当社は、平成二十五年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
香川県丸亀市三条町一六四六番地
有限会社やりやインターネットサービス
代表清算人　山岡　孝博

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
福岡市南区塩原三丁目二一番一八号
株式会社西通りプリン
代表清算人　高木久美子

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十五年三月十六日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
鹿児島県霧島市隼人町小田六三〇番地
有限会社のもとマネージメントサービス
清算人　大迫　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
富山県高岡市戸出西部金屋二七二番地
社団法人西部金屋報徳社
代表清算人　高多　勝二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十五日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
富山県富山市中央通り二丁目二番二〇号
中央通りｆ地区市街地再開発組合
清算人　精田　隆芳

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
福井県大飯郡高浜町宮崎第七一号七番地一
財団法人高浜町水産振興公社
清算人　野瀬　豊
清算人　川端　六郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
京都市西京区松室山添町六番地
財団法人山内慶華財団
代表清算人　北畠　典生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
大阪市中央区谷町一丁目三番二七号
社団法人大阪動物愛護会
代表清算人　松永　寛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年四月九日
兵庫県伊丹市昆陽一丁目一番地の二
財団法人伊丹市公園緑化協会
清算人　大川　明